

訪問型サービス（独自） サービスコード表（令和元年10月1日以降）

和歌山県 海南市

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A 2	1111 訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ） (注3)	事業対象者・要支援1・ 要支援2（週1回程度）	1,172	1月につき	
A 2	1114 訪問型サービスⅠ・同一		1,172単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1,055
A 2	2111 訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・ 要支援2（週1回程度）	39	1日につき	
A 2	2114 訪問型サービスⅠ・日割・同一		39単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		35
A 2	1211 訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ） (注3)	事業対象者・要支援1・ 要支援2（週2回程度）	2,342	1月につき	
A 2	1214 訪問型サービスⅡ・同一		2,342単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2,108
A 2	2211 訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・ 要支援2（週2回程度）	77	1日につき	
A 2	2214 訪問型サービスⅡ・日割・同一		77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		69
A 2	1321 訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ） (注3)	事業対象者・要支援2 （週2回を超える程度）	3,715	1月につき	
A 2	1324 訪問型サービスⅢ・同一		3,715単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3,344
A 2	2321 訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2 （週2回を超える程度）	122	1日につき	
A 2	2324 訪問型サービスⅢ・日割・同一		122単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		110
A 2	8000 訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			1月につき	
A 2	8001 訪問型サービス特別地域加算日割	(注4・注9)			1日につき	
A 2	8100 訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			1月につき	
A 2	8101 訪問型サービス小規模事業所加算日割	(注5・注9)			1日につき	
A 2	8110 訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			1月につき	
A 2	8111 訪問型サービス中山間地域等提供加算日割	(注6・注9)			1日につき	
A 2	4001 訪問型サービス初回加算	チ 初回加算		200	1月につき	
A 2	4003 訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算		100
A 2	4002 訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	(注2)	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算		200
A 2	6269 訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	エ 介護職員処遇改善加算 (注7・注9)	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算		1月につき
A 2	6270 訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算		
A 2	6271 訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算		
A 2	6273 訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算		
A 2	6275 訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算		
A 2	6278 訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算		1月につき
A 2	6279 訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(注8・注9)	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算		

【重要】注1～9は、平成31年4月26日付け「地域支援事業の実施について一部改正について」により改正された地域支援事業実施要綱から引用しているため、本市においては該当する記号がない場合があります。

注1…生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからルを算定しない。

注2…Ⅰの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注3…イからトまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。

注4…イからトまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15/100を乗じた単位を足す。

注5…イからトまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10/100を乗じた単位を足す。

注6…イからトまでについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。

注7…アについて、所定単位数はイからリまでにより算定した単位数の合計。なお、(Ⅳ) (Ⅴ)については、給付において廃止される同時期において廃止する。

注8…ルについて、所定単位数はイからリまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。

また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注9…特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

国が定める地域支援事業実施要綱と本市の違いについて…イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ルのうち、ニ～トは本市においては実施しておりません。